

資 料 提 供	
平成 2 4 年 9 月 1 1 日	
担 当 課 (担 当 者)	財 政 課 (小 牧)
電 話	0857-26-7043

平成 2 4 年 9 月 定例 県 議 会 付 議 案

- 議案第 1 号 平成 2 4 年度 鳥 取 県 一 般 会 計 補 正 予 算
 議案第 2 号 同 鳥 取 県 営 電 気 事 業 会 計 補 正 予 算
 議案第 3 号 同 鳥 取 県 営 病 院 事 業 会 計 補 正 予 算

議案第 4 号 と っ と り の 豊 か で 良 質 な 地 下 水 の 持 続 的 な 利 用 に 関 す る 条 例 の 設 定 に つ い て (水 ・ 大 気 環 境 課)

地下水の採取に関し必要な規制等を行うことにより、地下水を将来にわたって持続的に利用できる環境を保全し、もって県民が安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与するため必要な事項を定めるものである。

(概 要)

- ①揚水設備（吐出口の断面積が 14 平方センチメートル以上のものに限る。）を用いて地下水を採取する者は、地下水の採取が周辺の地下水の水位に及ぼす影響に関する調査を実施するとともに、採取の 60 日前までに採取計画及び影響調査結果を知事に届け出なければならない。
- ②①の届出をして地下水を採取する者は、採取計画に従って地下水を採取するとともに、水量測定器を設置して地下水の採取量を測定し、毎年知事に報告しなければならない。
- ③知事は、採取計画が地下水の水位の著しい低下等地下水の持続的な利用に支障を生じさせると認めるときは、計画の変更を命ずることができる。
- ④知事は、事業者が採取計画等に違反した場合において、地下水の持続的な利用に支障が生じると認めるときは、地下水の採取の停止その他必要な措置を命ずることができる。
- ⑤知事は、地下水の枯渇や塩水化等のおそれがあると認められる場合は制限地域を指定することができ、事業者は制限地域ごとに設けられた採取基準を遵守しなければならない。
- ⑥事業者相互の連携・協調のため、鳥取県持続可能な地下水利用協議会を設置し、地下水の観測（水位、水質）、水源涵養を図る森林整備活動の促進、事業者間の調整等を行うものとする。
- ⑦罰則
 - ア ①の届出のない地下水の採取、④の命令違反等の場合は 30 万円以下の罰金に処する。
 - イ ①の届出について虚偽の届出をした場合等は 10 万円以下の罰金に処する。
- ⑧適用除外
 - ア 水道事業者等については、①～④及び⑦の規定は適用しない。
 - イ 智頭町、大山町、日南町、日野町及び江府町の区域において行う地下水の採取については、①～⑤及び⑦の規定は適用しない。
- ⑨揚水設備を用いて地下水を採取する者であって、条例施行の際現に地下水を採取しているものは、条例施行の日から 60 日以内に採取計画を届け出なければならない。

[平成 25 年 4 月 1 日 施行]

**議案第 5号 鳥取県高齢者、障害者等の移動等の円滑化を図るための信号機等の基準を定める条例の
設定について（警察本部交通規制課）**

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部が改正され、重点整備地区における高齢者、障がい者等の移動等の円滑化のために必要な信号機等の基準について条例で定めることとされたことに伴い、本県の実情等を勘案して当該基準を定めるものである。

（概要）

重点整備地区において高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進を図るために設ける信号機、道路標識及び道路標示に関する基準は、次のとおりとする。

- ①信号機 次のいずれかに該当するものであること。
 - ア 音響信号機
 - イ 高齢者、障がい者等が横断するために必要な時間青信号を表示している信号機
 - ウ 歩行者用青信号の表示の残時間を表示する信号機
 - エ 歩車分離式信号機
- ②道路標識 反射材料を用い、又は夜間照明装置を施したものであること。
- ③道路標示 次のいずれかに該当するものであること。
 - ア 反射材料を用い、又は反射装置を施した道路標示
 - イ 視覚障がい者の誘導を行う突起のある横断歩道の道路標示

[平成 25 年 4 月 1 日施行]

議案第 6号 鳥取県防災会議条例の一部改正について（危機管理政策課）

災害対策基本法の一部が改正され、都道府県防災会議の委員に自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから当該都道府県の知事が任命する者が加えられたことに伴い、鳥取県防災会議の委員の数等について、所要の改正を行うものである。

（概要）

鳥取県防災会議の委員のうち、知事が指名及び任命を行う委員の数を 60 人以内（現行：県職員 12 人以内、市町村長等 4 人以内、指定公共機関等の役職員 26 人以内）とする。

[公布施行]

議案第 7号 鳥取県税条例の一部改正について（税務課）

森林環境保全税及び産業廃棄物処分場税の適用期間を延長する等、所要の改正を行うものである。

（概要）

- ①森林環境保全税に係る県民税の均等割の税率の特例の適用期間を 5 年間延長し、個人にあっては平成 29 年度（現行：平成 24 年度）までの各年度、法人にあっては平成 30 年 3 月 31 日（現行：平成 25 年 3 月 31 日）までの間に開始する各事業年度等を対象とする。
- ②産業廃棄物処分場税の適用期間を 5 年間延長し、平成 30 年 3 月 31 日（現行：平成 25 年 3 月 31 日）までの最終処分場への搬入を課税対象とする。

[公布施行 ほか]

議案第 8号 鳥取県青少年健全育成条例の一部改正について（青少年・家庭課）

麻薬、覚醒剤といった禁止薬物やいわゆる脱法ハーブ等の不正使用を誘発する図書類の販売等を自主規制の対象とする等、所要の改正を行うものである。

（概要）

- ①青少年に販売、観覧等をさせないよう努めなければならない図書類、興行等に、人の身体にみだりに使用すると健康に被害を生ずるおそれのある脱法ハーブ等の使用をあおり、唆し、又は助けることを内容とするものを加える。
- ②青少年のインターネットの利用に当たってフィルタリング機能の対象とすべき有害情報に、①の内容のものを加える。

[平成 25 年 1 月 1 日施行]

議案第 9号 鳥取県国民健康保険財政調整交付金条例の一部改正について（医療指導課）

国民健康保険法の一部が改正され、市町村が行う国民健康保険の財政を調整するため県が交付する交付金の総額が引き上げられたことに伴い、所要の改正を行うものである。

（概 要）

調整交付金の総額は、算定対象額の100分の9（現行：100分の7）に相当する額とし、そのうちの特別調整交付金は、算定対象額の100分の3（現行：100分の1）に相当する額とする。

[公布施行]

議案第10号 鳥取県石綿健康被害防止条例の一部改正について（水・大気環境課）

石綿含有材料等の有無に関する事前調査を適切に行わないまま解体等工事に着手している事例が見受けられることに対処するため、解体等工事を施工する者に事前調査の結果の記録の保存を義務付けるとともに、記録の保存等を行わないで解体等工事を施工している者に対し、工事を一時停止し、調査の結果を報告する旨の勧告又は命令を行う等、所要の改正を行うものである。

（概 要）

- ①解体等工事を施工する者は、石綿含有材料等の有無に関する事前調査の結果の記録を保存しなければならない。
- ②知事は、事前調査の結果の記録の保存等を行わないで解体等工事が施工されていると認めるときは、解体等工事を施工する者に対し、期限を定めて、当該工事を一時停止し、調査の結果を知事に報告するよう勧告することができる。
- ③知事は、②の勧告を受けた者が当該勧告に従わないで解体等工事をやっているときは、期限を定めて、当該工事を一時停止し、調査の結果を知事に報告するよう命ずることができる。
- ④③の命令に違反した者は、10万円以下の罰金に処する。また、②の勧告又は③の命令を受けた者が当該勧告又は命令に従わないときは、その旨を公表することができる。
- ⑤石綿粉じん排出等作業の実施の届出の対象となる建設工事を規則で定める一定規模以上のものに限定する。

[平成25年1月1日施行]

議案第11号 鳥取県都市公園条例の一部改正について（公園自然課）

都市公園法及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部が改正され、都市公園の設置基準、公園施設の設置基準及び特定公園施設の設置基準を条例で定めることとされたことに伴い、本県の実情等を勘案して当該基準を定める等、所要の改正を行うものである。

（概 要）

①都市公園の設置基準

都市公園は、県民が容易に利用することができるよう配置し、1の市町村の区域を超える広域の利用に供するという目的に応じて機能を十分に発揮することができる敷地面積とする。

②公園施設の設置基準

公園施設の建築物の建築面積の総計は、都市公園の安全性や機能性を考慮して原則として都市公園の敷地面積の100分の2以下（現行法：100分の2以下）とする。ただし、休養施設、運動施設、教養施設等については合わせて100分の10以下（現行法：100分の30以下）とする。

③特定公園施設の設置基準

人に優しい公園施設となるよう、鳥取県福祉のまちづくり条例に定める基準にならない、高齢者、障がい者等の移動等の円滑化のために必要な基準を定める。

[平成25年4月1日施行]

議案第12号 鳥取県公衆浴場法施行条例及び鳥取県旅館業法施行条例の一部改正について

(くらしの安心推進課)

公衆浴場の入浴者及び旅館の宿泊者の衛生確保を図るため、営業者が講ずべき必要な措置の基準について見直すものである。

(概要)

- ①浴槽水等の水質検査を行った場合において、水質基準に適合しなかったときに限られていた知事への届出を、水質検査の結果にかかわらず届け出るよう改めるとともに、検査結果の記録を3年間施設に保存することとする。
- ②浴槽水を消毒するときは、塩素系薬剤又はそれと同等以上の効果のある方法により行うこととする。
- ③浴槽水の交換及び清掃について、循環させ、ろ過している浴槽水以外は1日1回以上行うこととされていたが、上記②の措置を講じている浴槽水については、1週間に1回以上でよいこととする。

[公布日から起算して1月を経過した日から施行]

議案第13号 鳥取県食品衛生法施行条例の一部改正について (くらしの安心推進課)

食品衛生法施行令の一部が改正され、都道府県等が設置する食品衛生検査施設の設備及び職員の配置の基準を条例で定めることとされたことに伴い、本県の実情等を勘案して当該基準を定める等、所要の改正を行うものである。

(概要)

- ①食品衛生検査施設の設備の基準は、次のとおりとする。
 - ア 理化学検査室、微生物検査室、動物飼育室及び事務室を設けること。
 - イ 食品、添加物、器具若しくは容器包装の検査又は試験のために必要な規則で定める機械及び器具を備えること。
- ②食品衛生検査施設の職員の配置の基準は、①のイの検査又は試験を実施することができる職員及び当該検査又は試験の実施について責任を負う職員を置くこととする。

[公布施行]

議案第14号 鳥取県被災者住宅再建支援条例の一部改正について (住宅政策課)

竜巻、集中豪雨などの局地的な自然災害も被災者住宅再建支援制度の対象となることを明らかにし、災害発生時に迅速な対応を行うことができるよう、所要の改正を行うものである。

(概要)

- ①被災者住宅再建支援金の交付対象とする自然災害の要件に次のものを加える。
 - ア 1の市町村の区域において5以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した自然災害
 - イ 1の集落において、その世帯数の2分の1以上で、かつ、2以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した自然災害
- ②自然災害の要件である住宅が全壊した世帯の数の算定に当たっては、2の大規模半壊又は半壊をもって1の世帯の住宅の全壊とみなす。

[公布施行]

議案第15号 貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部改正について

(会計指導課・医療政策課)

県内における医療水準の向上及び医師の確保を図ることを目的とした医師海外留学資金貸付金について、短期の留学においても効果が十分に生じるよう返還を免除する条件である県内の病院での勤務期間に下限を設ける等、所要の改正を行うものである。

(概要)

医師海外留学資金貸付金の返還に係る債務の免除の条件である県内の病院での常勤医師としての勤務期間を、少なくとも1年以上とする。(現行：貸付金の貸与を受けた期間の2倍に相当する期間)

[公布施行]

議案第16号 鳥取県特別県営住宅の設置及び管理に関する条例の廃止について (住宅政策課)

施設の老朽化によって全ての特別県営住宅を廃止することに伴い、鳥取県特別県営住宅の設置及び管理に関する条例を廃止するものである。

[公布施行]

議案第17号 工事請負契約 (国道431号 (境水道大橋) 耐震補強工事 (上部工)) の締結について

(道路企画課)

工 事 名：国道431号 (境水道大橋) 耐震補強工事 (上部工)

工 事 場 所：鳥根県松江市美保関町から鳥取県境港市岬町まで

契約の相手方：国道431号 (境水道大橋) 耐震補強工事 (上部工) 日立・瀧上特定建設工事共同企業体

契 約 金 額：1,165,500,000 円

工事完成期限：平成26年12月24日

議案第18号 工事請負契約 (県道猪ノ子国安線 (源太橋) 橋梁補強工事 (上部工1工区) (交付金))

の締結について (道路企画課)

工 事 名：県道猪ノ子国安線 (源太橋) 橋梁補強工事 (上部工1工区) (交付金)

工 事 場 所：鳥取市源太から鳥取市国安まで

契約の相手方：県道猪ノ子国安線 (源太橋) 橋梁補強工事 (上部工1工区) (交付金) 富士ピーエス・宇部興産機械・高野組特定建設工事共同企業体

契 約 金 額：524,055,000 円

工事完成期限：平成26年8月29日

議案第19号 工事請負契約 (県道猪ノ子国安線 (源太橋) 橋梁補強工事 (上部工2工区) (交付金))

の締結について (道路企画課)

工 事 名：県道猪ノ子国安線 (源太橋) 橋梁補強工事 (上部工2工区) (交付金)

工 事 場 所：鳥取市源太から鳥取市国安まで

契約の相手方：県道猪ノ子国安線 (源太橋) 橋梁補強工事 (上部工2工区) (交付金) 極東・高田・吾妻特定建設工事共同企業体

契 約 金 額：521,490,900 円

工事完成期限：平成26年8月29日

議案第20号 工事請負契約（国道178号（岩美道路）トンネル工事（（仮称）岩美3号トンネル）（補助））の締結について（道路建設課）

工 事 名：国道178号（岩美道路）トンネル工事（（仮称）岩美3号トンネル）（補助）
工 事 場 所：岩美郡岩美町大字浦富から岩美郡岩美町大字本庄まで
契約の相手方：国道178号（岩美道路）トンネル工事（（仮称）岩美3号トンネル）（補助）
大林・大成・八幡特定建設工事共同企業体
契 約 金 額：3,235,241,100円
工事完成期限：平成27年3月13日

議案第21号 工事請負契約（県立鳥取工業高等学校建築・電気実習棟改築工事（建築））の締結について（教育環境課）

工 事 名：県立鳥取工業高等学校建築・電気実習棟改築工事（建築）
工 事 場 所：鳥取市生山
契約の相手方：県立鳥取工業高等学校建築・電気実習棟改築工事（建築）やまこう・大和・千代田
特定建設工事共同企業体
契 約 金 額：661,500,000円
工事完成期限：平成25年12月15日

議案第22号 財産の取得（鳥取空港化学消防車）について（空港港湾課）

財 産 の 目 的：国際民間航空条約に基づく空港に配備する消防力を満たすため、鳥取空港の化学消防車を更新するものである。
財 産 の 内 容：10,500リットル級空港用化学消防車
取得予定価格：146,685,000円
契約の相手方：第一実業株式会社

議案第23号 債務の免除（財団法人鳥取県環境管理事業センター運営資金貸付金等償還額の減額）

について（循環型社会推進課）

産業廃棄物最終処分場（以下、「最終処分場」という。）は、本県の健全な産業活動にとって必要不可欠な産業基盤であるが、地域住民の環境意識の高まりに加えて、景気の低迷により、民間事業者の自己努力のみでは整備が困難な状況にある。

このため、平成6年に県、市町村、民間団体及び事業者の共同出資により財団法人鳥取県環境管理事業センター（以下、「センター」という。）が設立され、センターは、2度にわたる建設計画の断念を経て、ようやく平成24年2月に民間事業者を事業主体とし、センターが公共関与する事業提携方式で、最終処分場を整備する方針（以下、「整備方針」という。）を公表するに至った。

この整備方針では、これまでの経過を踏まえ、最終処分場は地域の信頼と処分場の安全性の確保が何よりも重要であることから、民間事業者による適正な運営に加えて、公共性を加味した安全・安心な運営体制を目指すこととし、センターは公共関与として、搬入される廃棄物の事前審査を担うこととされている。

最終処分場の確保により産業廃棄物を適正に処理していくことは、産業活動の円滑な進展と本県の恵まれた環境を保全する上で極めて重要な課題であり、これを担うセンターの業務には県と密接不可分な部分もあることから、県もセンターの運営に対して財政支援や職員を派遣するなど、積極的に関与してきたところである。

このため、現在、センターは県の運営資金貸付金等（以下、「貸付金」という。）により債務超過の状況にあるが、センターが地域の信頼を得ながら公的使命を果たし、環境保全に配慮した公共関与による最終処分場を実現していくためには、債務を整理した上でセンターを持続可能な経営により存続させていく必要がある。そのための措置として、貸付金258,091,788円のうち、センターには基本財産を可能な限り取り崩して138,091,788円を県に一括償還させることとし、県は残りの債務120,000,000円（県派遣職員の人件費相当額）の弁済を免除することにより、県に対する債務を整理するものである。

なお、センターは法人としての公的な信用力を一層高めるため、平成25年4月を目途に公益財団法人への移行を目指しており、その要件の一つとして健全な財務状況とすることが求められている。

（概要）

相手方：財団法人鳥取県環境管理事業センター

債務免除する金額：120,000,000円

議案第24号 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（警察本部会計課）

和解の相手方：鳥取市 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金17,250円（県過失5割）を和解の相手方に支払う。

概要：鳥取警察署の職員が、和解の相手方の猟銃所持許可の欠格期間を誤って短く教示したことにより、和解の相手方が、猟銃を銃砲店に保管委託し、また、欠格期間中に所持許可更新申請を行った。

これらに係る費用は、欠格期間を誤解したことにより負担されたものであるため、和解の相手方が負担した費用の一部を支払うことで和解しようとするものである。

議案第25号 平成23年度鳥取県営電気事業会計未処分利益剰余金の処分及び

平成23年度鳥取県営企業決算の認定について（企業局経営企画課）

議案第26号 平成23年度鳥取県営病院事業決算の認定について（病院局総務課）

報 告 事 項

報告第 1号 平成23年度鳥取県営電気事業会計継続費精算報告書について（企業局経営企画課）

事業名	年度	精算額（円）
袋川発電所建設事業のうち 発電所建屋・放水路工事及び工事監理委託	21～23年度	162,291,150

報告第 2号 議会の委任による専決処分の報告について

（1）損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（平成24年7月9日専決）（農政課）

和解の相手方：琴浦町 企業

和解の要旨：県は、損害賠償金 47,020 円（県過失 6 割）を和解の相手方に支払う。

事故の概要：平成 24 年 4 月 24 日、中部総合事務所の職員が、公務のため軽貨物自動車を運転中、駐車場内で後退した際、右後方から後退してきた和解の相手方所有の軽乗用自動車と接触し、双方の車両が破損したものである。

（2）損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（平成24年7月20日専決）（広報課）

和解の相手方：琴浦町 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金 16,632 円（県過失 10 割）を和解の相手方に支払う。

事故の概要：平成 24 年 5 月 8 日、広報課の職員が、公務のため軽貨物自動車を運転中、路外駐車場から道路に進入しようとした際、前方より当該駐車場に進入しようとする車両があったため、後退したところ、後方で停車中の和解の相手方所有の軽乗用自動車に接触し、同車両が破損したものである。

（3）損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（平成24年7月20日専決）（雇用人材総室）

和解の相手方：鳥取市 企業

和解の要旨：県は、損害賠償金 36,180 円（県過失 9 割）を和解の相手方に支払う。

事故の概要：平成 24 年 5 月 25 日、倉吉高等技術専門校の職員が、公務のため軽貨物自動車を運転中、右折をしようとして右側に進路変更した際、後方から走行してきた和解の相手方所有の小型乗用自動車と接触し、双方の車両が破損したものである。

（4）鳥取県情報公開条例等の一部改正について（平成24年7月30日専決）（県民課）

特例民法法人が一般社団法人若しくは一般財団法人又は公益財団法人に移行したことに伴い、以下に掲げる条例について、特例民法法人の名称を改めるものである。

- ・鳥取県情報公開条例
- ・職員の給与に関する条例
- ・鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例
- ・鳥取県立歯科衛生専門学校の設置及び管理に関する条例

[公布施行]

（5）鳥取県営住宅の明渡し等の請求に係る訴えの提起について（平成24年7月30日専決）

（住宅政策課）

相手方：県営住宅皆生団地 入居者 1名

訴えの内容：県営住宅の明渡し、未納家賃及び損害賠償金の支払並びに訴訟費用の負担を求める

とともに、仮執行の宣言を求める。

(6) 鳥取県災害対策本部条例の一部改正について（平成24年8月4日専決）（危機管理政策課）

災害対策基本法の一部改正に伴い、条例中引用している同法の条項の改正を行うものである。

[公布施行]

(7) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（平成24年8月10日専決）

（警察本部会計課）

和解の相手方：北栄町 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金 275,174 円（県過失 10 割）を和解の相手方に支払う。

事故の概要：平成 23 年 7 月 29 日、米子警察署の職員が、公務のため小型乗用自動車を運転中、前方の注意を怠ったため、赤信号により前方で停止しようとして減速した和解の相手方所有の軽乗用自動車に追突し、同車両が破損したものである。

(8) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（平成24年8月13日専決）（道路企画課）

和解の相手方：甲 鳥取市 個人

乙 鳥取市 個人

丙 三朝町 個人

丁 米子市 企業

和解の要旨：県は、損害賠償金 732,042 円を甲に、186,045 円を乙に、241,857 円を丙に、480,977 円を丁にそれぞれ支払う。（県過失 10 割）

事故の概要：平成 24 年 4 月 22 日、主要地方道鳥取鹿野倉吉線に設置している自転車駐車場の屋根が、強風により吹き飛び、当該県道に面した駐車場にそれぞれ駐車してあった和解の相手方所有の普通乗用自動車 1 台、小型乗用自動車 1 台及び軽乗用自動車 1 台並びに和解の相手方の被代理人所有の小型乗用自動車 1 台に当たり、それぞれの車両が破損したものである。

(9) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（平成24年8月14日専決）

（衛生環境研究所）

和解の相手方：鳥取市 個人

和解の要旨：県は、人身損害に対する損害賠償金 706,366 円を和解の相手方に支払う。

事故の概要：平成 23 年 11 月 9 日、衛生環境研究所の職員が、公務のため軽貨物自動車を運転中、和解の相手方所有の軽乗用自動車に追突し、和解の相手方が負傷したものである。

(10) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（平成24年8月24日専決）（県土総務課）

和解の相手方：甲 米子市 個人

乙 境港市 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金 240,000 円を甲に、369,429 円を乙にそれぞれ支払う。（県過失 10 割）

事故の概要：平成 24 年 6 月 1 日、西部総合事務所の職員が、公務のため軽貨物自動車を運転中、前方の注意を怠ったため、停止しようとして徐行していた和解の相手方甲所有の軽貨物自動車に追突し、双方の車両が破損するとともに、追突のはずみで、和解の相手方甲所有の軽貨物自動車が、前方の和解の相手方乙所有の小型乗用自動車に追突し、双方の車両が破損したものである。

(11) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（平成24年8月27日専決）

（警察本部会計課）

和解の相手方：甲 岡山県倉敷市 企業
乙 米子市 個人

和解の要旨：県は、物的損害に対する損害賠償金 360,612 円（県過失 6 割）を甲に、人身損害に対する損害賠償金 381,655 円を乙にそれぞれ支払う。

事故の概要：平成 22 年 10 月 4 日、警察本部刑事部捜査第一課の職員が、公務のため普通乗用自動車を運転中、交差点に進入した際、左方道路から進行してきた和解の相手方乙が運転する和解の相手方甲所有の小型貨物自動車と衝突し、双方の車両が破損するとともに、和解の相手方乙が負傷したものである。

(12) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（平成24年8月27日専決）

（警察本部会計課）

和解の相手方：島根県安来市 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金 293,706 円（県過失 10 割）を和解の相手方に支払う。

事故の概要：平成 23 年 7 月 6 日、鳥取県警察本部生活安全部自動車警ら隊の職員が、公務のため小型乗用自動車を運転中、待避所において右方向に転回しようとした際、後方から進行してきた和解の相手方所有の軽貨物自動車と衝突し、双方の車両が破損したものである。

(13) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（平成24年8月27日専決）

（警察本部会計課）

和解の相手方：倉吉市 企業

和解の要旨：県は、損害賠償金 82,782 円（県過失 9 割）を和解の相手方に支払う。

事故の概要：平成 24 年 1 月 14 日、倉吉警察署の職員が、公務のため普通特種自動車（パトカー）を緊急自動車として運転中、交差点に進入した際、左方道路から進行してきた和解の相手方所有の小型乗用自動車と衝突し、双方の車両が破損したものである。

(14) 警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について（平成24年8月31日専決）

（警察本部警務課）

原子力災害対策特別措置法の一部改正に伴い、条例中引用している同法の条項の改正を行うものである。

[原子力規制委員会設置法の施行の日から施行]

(15) 鳥取県税条例の一部改正について（平成24年9月1日専決）（税務課）

特例民法法人が一般財団法人に移行したことに伴いその名称を改めるとともに、特例民法法人の解散に伴い、所要の改正を行うものである。

[公布施行]

(16) 県税の徴収のため差し押さえた債権の取立てに係る訴えの提起について

（平成24年9月1日専決）（税務課）

相手方：東京都千代田区 企業

訴えの内容：県税の徴収のため差し押さえた相手方が県税の滞納者に対して負っている過払金返還に係る債務の支払及び訴訟費用の負担を求める。

(17) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（平成24年9月4日専決）（博物館）

和解の相手方：大阪府交野市 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金 49,463 円（県過失 10 割）を和解の相手方に支払う。

事故の概要：平成 24 年 7 月 1 日、博物館の職員が、公務のため小型乗用自動車を運転中、駐車場内で後退した際、駐車していた和解の相手方所有の小型乗用自動車に接触し、双方の車両が破損したものである。

報告第 3号 地方独立行政法人鳥取県産業技術センターの業務の実績に関する評価について

（産業振興総室）

地方独立行政法人法第28条第5項の規定により、地方独立行政法人鳥取県産業技術センターの平成23年度における業務の実績に関する評価について報告する。

報告第 4号 法人の経営状況について

財団法人とっとり地域連携・総合研究センター ほか35法人

報告第 5号 鳥取県出資法人等における給与等の状況について

財団法人とっとり地域連携・総合研究センター ほか35法人

報告第 6号 長期継続契約の締結状況について

件数 新規 13件 変更 5件